

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十一年一月二十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十一年一月二十九日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山 田 隆 弘

路線名	葛和田新堀線
供用開始の区間	熊谷市下奈良字久保南七七番一地先から 同市中奈良字東耕地一〇六一番一地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)
供用開始の期日	平成三十一年一月二十九日
備考	平成二十八年八月二十六日付け埼玉県熊谷県土整備事務所 長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始で ある。 延長八八九・九〇メートル